

## 3.登録団体とは

市民活動センターの一部機能を利用するには、団体登録が必要です。

登録を希望する団体は、「団体登録申請書」及び必要書類を市民協働課にご提出ください。

### 主な登録要件

- (1)社会貢献活動を目的としていること。
- (2)市民であるか、主な活動が市内で行われること。または、市の地域課題の解決に結びつく活動を行うこと。
- (3)営利活動、政治活動、宗教活動を目的としていないこと。

## 4.市民活動ルームの予約

市民活動ルームは登録団体のみが予約可能です。

予約を希望する場合は、市民活動センターに「利用申込書」を事前に提出するか、申請に必要な事項を報告してください。予約は3か月前から当日まで、電話・FAX等で受け付けます。空いていれば、当日でも利用できます。

1 空き状況の確認

2 利用申込書の提出 または 必要事項の報告

3 予約の承認

4 市民活動ルームの利用

(必要事項の報告で予約した場合は、当日に利用申込書を提出してください。)



登録団体の詳細については市民協働課、施設予約については市民活動センターまでお問い合わせください。

## 5.基本情報

### 野々市市民活動センター

(にぎわいの里ののいち カミーノ内)

住所 〒921-8815

石川県野々市市本町二丁目1番20号

開館時間 午前9時から午後10時

休館日 月曜日・祝日・年末年始

### アクセス



## 6.施設の予約先・問合せ先

### ■施設の予約先

野々市市民活動センター

電話番号 076-248-7301

FAX番号 076-248-7316

E-mail [shiminkatsudou@city.nonoichi.lg.jp](mailto:shiminkatsudou@city.nonoichi.lg.jp)

### ■施設に関する問合せ先

野々市市企画振興部市民協働課

電話番号 076-227-6029

FAX番号 076-227-6259

E-mail [kyoudou@city.nonoichi.lg.jp](mailto:kyoudou@city.nonoichi.lg.jp)

<発行> 令和元年6月25日



